

島根県山村振興基本方針

平成28年2月

島 根 県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
1 振興山村の概要	1
2 自然的条件	2
3 社会的経済的条件	3
II 現状と課題	6
1 山村振興対策の実施状況と評価	6
2 山村振興の現状と評価、今後の課題	6
III 振興の基本方針及び振興施策	7
1 振興の基本方針	7
2 振興施策	7
(1)交通施策に関する基本的事項	7
(2)情報通信施策に関する基本的事項	7
(3)産業基盤施策に関する基本的事項	8
(4)経営近代化施策に関する基本的事項	8
(5)地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	8
(6)文教施策に関する基本的事項	9
(7)社会、生活環境施策に関する基本的事項	9
(8)高齢者福祉施策に関する基本的事項	10
(9)集落整備施策に関する基本的事項	10
(10)国土保全施策に関する基本的事項	10
(11)交流施策に関する基本的事項	11
(12)森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	11
(13)担い手施策に関する基本的事項	11
(14)鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	12
(15)その他施策	12
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	13

[別紙様式1]

山村振興基本方針書

都道府県名	島根県
作成年度	平成27年度

I 地域の概況

1 振興山村の概要

- 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全19市町村のうち約8割の15市町村となっている。

本県の振興山村の概要

区分	全県(A)	振興山村(B)	比率(B/A)
市町村数	19	15	78.9%
面積	6,708.23k m ²	6,362.32k m ²	94.8%
人口	717,397 人	277,701 人	38.7%
若年者比率(15～29歳)	13.0%	11.0%	—
高齢者比率(65歳以上)	28.9%	33.8%	—

(注)・市町村数は、平成27年4月1日現在。面積は、国土交通省国土地理院「平成26年度全国都道府県市区町村別面積調」。人口は、総務省「平成22年国勢調査」。(振興山村の面積及び人口は、振興山村を含む市町村の面積及び振興山村を含む平成の合併前の旧市町村の人口)

本県の振興山村の指定状況

現市町村名	区域 旧市町村名 S25.2.1 (合併前市町村名 H11.3.31)
松江市	(八雲村) 岩坂村、熊野村
出雲市	(平田市) 鱒淵村 (佐田町) 東須佐村、西須佐村、窪田村、乙立村 (多伎町) 田儀村、富山村
益田市	(益田市) 種村、真砂村、豊川村、高城村、美濃村 (美都町) 都茂村、二川村 (匹見町) 道川村、匹見上村、匹見下村
大田市	(大田市) 山口村、富山村、佐比売村、川合村、大森町、水上村、大屋村、久利村、祖式村、大代村 (温泉津町) 湯里村 (仁摩町) 大国村
安来市	(広瀬町) 比田村、山佐村、布部村、飯梨村 (伯太町) 井尻村、赤屋村
江津市	(江津市) 波積村、松川村、川平村、跡市村、長谷村 (桜江町) 長谷村、川戸村、谷住郷村、川越村、川下村

雲南市	(大東町) 阿用村、海潮村 (木次町) 温泉村 (三刀屋町) 飯石村、中野村、鍋山村 (吉田村) 田井村、吉田村 (掛合町) 波多村、多根村、松笠村
浜田市	(金城町) 今福村、雲城村、波佐村 (旭町) 今市村、和田村、都川村、市木村、長谷村 (弥栄村) 安城村、杵束村 (三隅町) 大麻村、三隅町、黒沢村
奥出雲町	(仁多町) 阿井村、三沢村、亀嵩村 (横田町) 鳥上村、八川村、馬木村
飯南町	(頓原町) 志々村、頓原町 (赤来町) 来島村、赤名町、谷村
川本町	川下村、三谷村、祖式村
美郷町	(邑智町) 吾郷村、粕淵村、浜原村、沢谷村、君谷村 (大和村) 都賀行村、都賀村、布施村
邑南町	(羽須美村) 阿須那村、口羽村 (瑞穂町) 市木村、田所村、出羽村、高原村、布施村 (石見町) 井原村、中野村、日貫村、日和村、田所村
津和野町	(津和野町) 木部村、畑迫村、小川村 (日原町) 青原村、日原村、小川村
吉賀町	(柿木村) 柿木村 (六日市町) 七日市村、朝倉村、六日市町、蔵木村

農林水産省「振興山村一覧表」H27.4.1 現在

2 自然的条件

(1) 地理、地勢

- ・ 本県は、中国山地の北側にあつて帯状に長く、ほぼ三瓶山を境に県の東部を出雲、中・西部を石見という。また、島根半島の北東約40～80kmの海上には、島前、島後、などからなる隠岐島がある。
- ・ 本県の振興山村を含む市町村は15市町村(平成27年4月1日時点)であり、このうち振興山村を含む市町村の面積は、6,362.32km²(全県面積の94.8%)となっている。

(2) 気候

- ・ 本県の気象は、全般に日本海側気候に属し、県東部が冬期多雨雪の北陸型、県西部が冬期小雨雪・夏期多雨の北九州型に類似している。
- ・ 年平均気温はおおむね12℃～15℃で、寒候期(10月～3月)は、日本海からの気流がもたらす影響で、東部ほど厳しい気象条件にある。

- ・ 年間の降水量は、約 1,600～2,100mm で、平地より山間部で多くなっている。
- ・ 風は、地形の影響で沿岸部の方が強く、特に冬期の季節風が強いことが特徴である。
- ・ また、積雪は、時として山間部で 1 m 以上の積雪、根雪となることがあり、大きな被害をもたらすことがある。

平均気温・年間降水量・年間日照時間

	平均気温 (平年・℃)	年間降水量 (平年・mm)	年間日照時間 (平年・h)
松江	14.9	1,787.2	1,696.2
赤名	11.5	2,023.8	1,360.5
浜田	15.5	1,663.8	1,747.2

気象庁「過去の気象データ」(1981年～2010年の平年値)

3 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

- ・ 本県の人口は、経済の高度成長に伴って、山間地を中心に急激な人口の流出が始まり、昭和 30 年の 929 千人をピークとして減少を続けた。
- ・ 減少率は、その後、次第に鈍化し、昭和 50 年代には人口増加に転じていたが、60 年代に入り、再び減少が続いている。
- ・ 振興山村を含む平成の合併前の旧市町村について人口をみると、昭和 40 年から平成 22 年までの 45 年間で振興山村を含む地域の人口は約 13 万 7 千人、33.0%と大きく減少している。この間、県全体では 12.7%の減少にとどまっておき、振興山村を含む地域の人口減少には、極めて著しいものがある。
- ・ このため、県人口に占める割合も、昭和 40 年の 50.4%から、平成 22 年には 38.7%へと 11.7 ポイント低下してきている。
- ・ また、15 才から 29 才の若年者は、昭和 40 年～平成 22 年の 45 年間で 59.8%と大きく減少し、若年者比率（総人口に占める 15 才から 29 才までの人口の割合）は 11.0%となっている。
- ・ 一方、65 才以上は 113.2%増加し、高齢者比率（総人口に占める 65 才以上人口の割合）は、33.8%と極めて高い。

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年	振興山村			
	総数	15～29 才(若年者)	65 才以上(高齢者)	
昭和 40	414,467 (100%)	76,096 (18.4%)	43,992 (10.6%)	
平成 22	277,701 (100%)	30,588 (11.0%)	93,776 (33.8%)	

年	県全体		
	総数	15～29才(若年者)	65才以上(高齢者)
昭和40	821,620 (100%)	174,942 (21.3%)	79,931 (9.7%)
平成22	717,397 (100%)	92,973 (13.0%)	207,398 (28.9%)

総務省「国勢調査」(振興山村の人口は、振興山村を含む平成の合併前の旧市町村の人口)

(2) 産業構造の動向

- ・産業別就業人口を見ると、振興山村を含む平成の合併前の旧市町村においては第1次・第2次産業から第3次産業への移動が見られ、県全体でも同様な傾向が見られる。
- ・産業別就業人口比率をみると、県全体では、第1次8.3%、第2次23.4%、第3次65.5%で、第1次産業の就業人口割合が極端に低くなっている。それに比べ振興山村においては、第1次産業12.5%、第2次産業25.5%、第3次産業59.9%と第1次産業の比率は全県の1.5倍以上となっており、依然として農林水産業が重要な産業に位置付けられている。

産業別就業者数

(単位：人、%)

年	振興山村				県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
平成22	135,400 (100.0%)	16,859 (12.5%)	34,543 (25.5%)	81,094 (59.9%)	347,889 (100.0%)	28,816 (8.3%)	81,235 (23.4%)	227,870 (65.5%)

総務省「国勢調査」(振興山村の人口は、振興山村を含む平成の合併前の旧市町村の人口)

(3) 土地利用の状況

- ・県内の振興山村を含む市町村の林野率は約80%であり、耕地等の割合は約4%となっている。
- ・耕地面積は年々減少しており、平成17年から平成22年の5年間に約5%減少した。

土地利用の状況

(単位：ha、%)

年	振興山村					
	総土地面積(ha)	耕地面積(ha)			林野面積(ha)	
		田	畑	樹園地		
平成17	636,137 (100.0%)	28,549 (4.5%)	23,865 (3.8%)	3,495 (0.5%)	1,189 (0.2%)	498,355 (78.3%)

平成 22	636,165 (100.0%)	27,212 (4.3%)	22,816 (3.6%)	3,247 (0.5%)	1,147 (0.2%)	496,343 (78.0%)
-------	---------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	--------------------

(単位 : ha、%)

年	県全体					
	総土地 面積	耕地面積				林野面積
			田	畑	樹園地	
平成 17	670,752 (100.0%)	29,188 (4.4%)	24,326 (3.6%)	3,662 (0.5%)	1,200 (0.2%)	528,382 (78.8%)
平成 22	670,786 (100.0%)	27,772 (4.1%)	23,273 (3.5%)	3,341 (0.5%)	1,158 (0.2%)	526,064 (78.4%)

農林水産省「農林業センサス」(振興山村の面積は、振興山村を含む市町村の面積)

(4) 交通・通信の状況

- ・ 振興山村においても道路の改良率および舗装率は向上しつつあるが、依然として全国平均とは開きがある。鉄道、バス等の地域生活交通については、人口減少が進み、利用者減少による交通事業者の経営体力低下等の要因により、路線の縮小や減便等が続いている。
- ・ 情報通信施設については、光ファイバーなどによる超高速情報通信環境の整備に努めた結果、県内のほぼ全域において利用可能となっているが、まだ利用できない地域がある。携帯電話については、全く通話ができない不感地域の解消は進んでいるが、地理的に小規模集落で不利な条件を抱える地域においては不感地域が残っている。

(5) 財政の状況

- ・ 振興山村を含む市町村の財政構造は、基本となる地方税等の自主財源が乏しいため地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている。

Ⅱ 現状と課題

1 山村振興対策の実施状況と評価

本県においては、昭和40年から47年にかけて116地域が振興山村として指定されている。現在では15市町村が振興山村を有している。これらの地域においては、第一期山村振興対策から新法対策に至るまで、6期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施されてきた。

しかし、山村地域においては、若年層の減少や高齢化が進行し、年齢構成のアンバランスが生じている。このことは、現在、山村が抱える様々な問題の根幹をなすものであり、一部には、集落機能の維持さえ困難な状況が現れつつある。

振興山村の基幹産業である農林水産業については、ほ場整備、農林道をはじめとする各種生産基盤の整備や経営近代化施設の整備が図られ、一部では経営の規模拡大が見られるとともに、特産物の生産も増加しつつある。

しかし、相対的には立地条件の悪さ、零細性に加え、人口の減少、特に後継者不足及び農林漁業従事者の高齢化などにより、その生産活動は停滞傾向にある。また、工業部門の不足や、豊富な観光資源を有しながらも道路網、宿泊施設等の整備の遅れなどから安定した農外収入の機会が活かせず、結果として所得水準は低位にある。

そして、振興山村には多くの森林や農用地があり、この森林や農用地が県土保全や水源かん養等の公益的機能を果たしてきたが、森林や農用地の適正な管理が困難な状況になっており、このことは、森林や農用地が有する公益的機能の低下、ひいては、県土保全に大きな影響を及ぼしかねない。

生活環境については、近年、山村においても生活様式の多様化、生活水準の向上への意識の高まりなどを反映し、道路や下水道、集会施設など各種公共施設の整備が図られてきた。

しかし、都市部の生活環境の整備水準は、振興山村のそれを更に上回るものであり、都市生活者の生活水準の意識からすれば、依然として振興山村の生活環境整備は立ち遅れている。また、モータリゼーションの進展、情報網の発達により日常の生活圏は、以前にも増して広域化が進んでおり、市町村間や中核都市との連絡機能を持つ県道などの幹線道路については、十分に整備されているとは言えない状況である。

なお、医療、文教、娯楽等については、人口の多少にかかわらず一定のレベルを確保すべきであるが、振興山村におけるこれらの施設整備は不十分である面が多い。

2 山村振興の現状と今後の課題

本県の振興山村においては、若年層を中心とする人口の流出と少子化・高齢化の進行により、山村の活力の低下とともに担い手の不足により、国土・自然環境の保全等山村が担っている重要な役割が十分発揮されない状況となっている。

今後の山村振興に当たっては、格差是正という視点に加え、山村の自立的な発展は都市住民を含めた重要な課題である。このため、国民の多様な生活様式に対応できる、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の構築と山村における定住等の促進

を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保や介護サービスの確保等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興の基本方針

本県の山村地域は、豊かな自然環境や地域資源があり、これらを効果的に活用した産業振興を図るとともに、国土の保全や美しい景観の保全、文化の伝承など多面的な機能を維持・発揮することが必要である。

しかしながら、高齢化の進展や若年層の流出による担い手の減少や、それに伴う生産活動の停滞など、その環境は一層厳しさを増してきている。

山村地域が有する役割、当面している課題等を考慮し、事業の複合化や多様な経済主体の参画などによる地域の特性を活かした産業振興への取組、多面的機能を維持発揮するための営農や地域活動への支援、日常生活に必要な機能・サービスの確保に向けた「小さな拠点づくり」の推進、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に図っていく。

これらを達成するため、次のとおり各施策において山村振興対策に取り組んでいく。

2 振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における国・県・市町村道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町村道まで、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進める。また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、鉄道、バス等の生活交通の維持・確保に努める。

主な施策

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・ 落石対策や歩道の整備など生活道路としての交通安全を確保する道路整備
- ・ 鉄道、バス等生活交通の維持・確保への支援

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

山間部の多い本県では、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、保健・医療・福祉、防災・安全、住宅など様々な分野で情報化を図るとともに、高度情報通信社会に対応した人づくりや超高速通信環境の一部未普及地域への整備を促進する。

主な施策

- ・ 地域情報化の推進
- ・ 高度情報通信社会を担うひとづくり

- ・ 情報通信施設の整備
- ・ 携帯電話不感地域の解消

（３）産業基盤施策に関する基本的事項

農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が果たしている多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このような状況を踏まえ、山村の基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、他産業の基盤整備と併せて、農林水産業の生産の場だけではなく、多面的機能の基盤となる農地、多面的機能を有する森林及び山村環境の基盤整備を進める。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備、耕作放棄地の抑制・活用対策
- ・ これまで整備されてきた水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・ 林道・作業道・高性能林業機械等の整備による林業生産基盤整備

（４）経営近代化施策に関する基本的事項

農林水産業従事者の高齢化や農林水産物の価格の低迷等から、農林水産業の収益性が低いため、農林業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。

主な施策

- ・ 多様な消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物や小規模農家でも生産可能な少量多品目生産といった地域の特色を活かした売れるものづくり
- ・ 遊休農地や里山を活用した集落放牧など、地域ぐるみでの畜産振興
- ・ 森林施業・経営の集約化による原木増産・再生林の推進
- ・ 農地利用集積や農作業受委託などによる効果的な生産の推進、森林施業の集約化の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備の推進
- ・ 農林水産物の加工・販売による高付加価値化及び安定供給体制整備の推進
- ・ 県内外での消費や流通拡大のための、食に関する情報発信や生産・製造者と流通業者間のマッチング、販売チャンネル開拓等の推進

（５）地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、単体の事業では収益性や雇用力が十分でない場合も多いことから、事業の複合化（合わせ技）や多様な事業者の連携による6次産業の取組拡大など、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

主な施策

- ・ 地域ブランド品となるような地域の特性を生かした特産物の生産振興
- ・ 地域の製造・加工業及び販売業と連携した6次産業などの取組拡大
- ・ 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- ・ 観光業の振興
- ・ 企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進

(6) 文教施策に関する基本的事項

本県の山村は、史跡、遺跡、民俗文化財等の固有の歴史的・文化的遺産を有しているが、都市部に比べより児童・生徒の減少が進み、小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

このため、山村におけるより一層の教育環境の向上を図るため、公立小中学校の教育施設の整備をさらに推進するとともに、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離通学をする児童・生徒のための交通機関の確保を図る。

また、地域社会における伝統文化等の保存、継承対策等を促進するとともに、地域の特色を生かした社会教育施設等の整備を図る。その際、山村外に居住する子供に対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮し施策を展開する。

主な施策

- ・ 教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・ 小中学校の校舎等整備
- ・ 公民館や図書館、体育・スポーツ施設等の整備
- ・ 史跡、遺跡、民俗文化財等の歴史的、文化的遺産の保存・継承

(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

生活環境においては、快適な暮らしの基盤となる上下水道等の整備とともに、ライフスタイルに応じたゆとりある良質な住環境の整備が求められている。

医療においては、中核病院においても医師不足により、外来・入院診療を制限するなど、地域医療に大きな影響が出ている。また、医師の高齢化や後継者不足により、診療所の存続も懸念される。

その他、地域においては、若年層が減少し、少子化が進行している。

このため、下水道・浄化槽等の汚水処理施設の計画的、効率的な整備、快適な居住環境の確保や生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。また、医師、看護職員をはじめとする医療人材の養成・確保と医療連携体制の整備に努め、地域における医療提供体制の確保・充実を図るとともに、少子化に対応した対策の推進に努める。

主な施策

- ・ 地域の実情に応じた水道施設、汚水処理施設の整備
- ・ 消防用設備の整備充実の促進

- ・ 医師・看護職員等の医療従事者の確保
- ・ 在宅医療の推進、医療機関の施設・設備整備、運営支援
- ・ ドクターヘリ等の活用による重篤患者の運送体制の整備
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを産み育てられる環境づくりの促進

(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢化が全国平均に先行して進行する中、高齢者ができるだけ自立しつつ、適切な介護サービスが受けられるよう、介護予防対策や生活支援体制の整備に加え、介護給付等対象サービスに従事する者の確保及び介護施設の整備等の施策を推進する。

主な施策

- ・ 介護予防対策や生活支援サービスの体制整備の推進
- ・ 人材育成や施設整備等の介護サービスの供給体制の整備
- ・ 生涯学習や生涯スポーツなどの振興や健康づくり対策の推進

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

山村集落においては、美しく風格ある国土の形成に寄与するという役割を踏まえ、集落機能の維持向上を図るため、交通通信施設の整備や生活環境整備を一層促進することを基本としつつ、地域コミュニティの維持や日常生活を支える機能・サービスの確保が困難な場合においては、個々の集落を越えた公民館エリア（旧小学校区）を基本に、買い物、金融、医療、介護など、日常生活に必要な機能・サービスを集約化し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ持続可能な地域運営の仕組みづくりに取り組む「小さな拠点づくり」を推進する。

また、UIターン者や地域おこし協力隊など様々な分野で地域の担い手を確保するとともに、集落支援員など地域運営を担う人材の育成・確保を図る。

主な施策

- ・ 公民館活動と連携した住民主体の議論の喚起や地域づくり人材の育成・確保等住民主体の取組の推進
- ・ 日常生活に必要な機能・サービスの確保
- ・ 交通ネットワークの再構築による生活交通の確保
- ・ 農林水産業をはじめとする地域産業の振興、都市との交流や移住・定住の促進

(10) 国土保全施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、国土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。このことから山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともにその有する多面にわたる機能の発揮を図るため、施設整備等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくりや防災訓練等のソフト対策を総合的に推進する。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止するため、治水、砂防、海岸保全等の推進、またダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保

(11) 交流施策に関する基本的事項

都市住民が農林水産業や農産漁村での生活を体験し、地域住民との交流を楽しむ「しまね田舎ツーリズム」などを通じた山村と都市との交流は、共生対流を推進するものであり、相互理解を深めながら、人的交流による地域に不足する人材やノウハウ・技術等の確保、地域産品の需要増大や高付加価値化等を通じて山村の活性化を図る効果がある。また、将来的にU Iターンにつながることも期待される。

このため、山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進に向け、交流施設の整備を促進するとともに、山村の交流情報の収集・提供、人材（体験指導者、地域をコーディネートする人材等）の育成、地域内連携による受入態勢整備等幅広い交流の支援体制を整備し、効果的で継続性のある交流事業の促進を図る。

主な施策

- ・ 「しまね田舎ツーリズム」の推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進

(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

農林家戸数の減少や後継者不足、農林業就業者の高齢化などによる農林業の活力低下により、山村が有する多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このため、農林産物等の利活用と併せて、生活水準の向上や価値観の変化など、多様化する県民のニーズに的確に対応しうる地域の特性に応じた森林・農用地等及び山村環境の保全を進める。

主な施策

- ・ 計画的な森林整備、またはこれらの施策に必要な路網整備の推進
- ・ 農林産物の高付加価値化等の利活用と併せた森林・農用地の保全推進
- ・ 農山漁村の多面的機能が維持・発揮できる活動や取組を支援
- ・ 住民、企業による森づくり活動の推進

(13) 担い手施策に関する基本的事項

第一次産業就業者の減少や高齢化が進む中、産業の発展や地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

しかし、山村の基幹産業である農林業は、農産物価格や木材価格の低迷等により停滞しており、後継者不足、配偶者不足、若年層の流出という問題が生じている。

このため、地域の中核的な担い手や経営体及び地域内外からの新規就業者を積極的に確保するとともに、経営や生産に関する知識・技術の研修を促進するなど、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。

また、女性が就業しやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与を促進する。

主な施策

- ・ 認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 女性の能力を發揮した活動の支援、高齢者の活動の場の確保

(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

山村における過疎化や農業従事者の高齢化に加え、イノシシやニホンジカ等による農林業被害により、耕作放棄地が拡大するなど、地域の深刻な社会問題となっている。また、ツキノワグマによる人身被害、農業被害が報告されている。

このため、侵入防止柵の設置・管理、放置された果樹や野菜くずの除去、有害鳥獣の追い払いや駆除等、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。

主な施策

- ・ 生息環境の整備や計画的な個体数管理などの保護管理対策による地域個体群の安定的な維持、人身被害の防止及び農林業被害の軽減
- ・ 鳥獣被害対策指導者の育成
- ・ 鳥獣被害対策に取り組む地域、集落等の育成
- ・ 捕獲従事者の確保
- ・ 侵入防止柵の設置等による農林業被害防止

(15) その他施策

本県の山村においては、人口の減少や高齢化は避けられず、活力が低下してきている。

このため、地域に住む若者や女性が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

主な施策

- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承の支援
- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進
- ・ 高齢化社会に対応した福祉関連産業、情報関連産業など特色ある地域ビジネスの育成・起業支援

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県では、平成 20 年 3 月に島根総合発展計画を策定し、「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」の実現に取り組んできた。

また、人口減少に歯止めをかけ、しまねの地方創生を目指す戦略として「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」を平成 27 年 10 月に策定し、市町村との連携をさらに進めながら、県民の総力を結集し、「子育てしやすく 活力ある 地方の先進県 しまね」の実現に向け、全力で取り組んでいくこととしている。

振興山村の振興にあたっては、総合発展計画及び総合戦略を踏まえ、各種施策を展開していく。

そして、指定地域の大半が重複する過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進方針及び県計画、島根県中山間地域活性化条例に基づく中山間地域活性化計画とも整合性を図りながら、関連する施策を推進していく。